

歴史からたどる漁業制度の変遷 その6

— 漁村の窮乏化の立て直しのために —

主任研究員 田口さつき

1 歪められた漁場利用関係

1901年(明治34年)に成立した漁業法は、1910年(明治43年)に改正されて以後、漁業権制度に関する部分はほとんど変更されず、終戦まで続いた。しかし、同制度を原因とした漁場利用の固定化という問題は時の経過とともに先鋭化していった。

漁業権は、①専用漁業権、②定置漁業権、③区画漁業権、④特別漁業権に分かれるが、①のなかの地先水面専用漁業権は漁業組合だけが免許の対象だった。それ以外の漁業権は個人も漁業組合も出願できた。そのため、1910年には、定置漁業権と区画漁業権の半数超、特別漁業権の2割を個人が単独で漁業権を保有していた。その後、漁業組合が漁業権を保有する割合が上昇するものの(第1表)、優良漁場の漁業権は個人に免許されていた。

免許の存続期間は更新が認められており、「歪められた漁場利用関係は殆ど半永久的化」(漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)13頁)であった。

ところで、昭和恐慌による漁村の窮乏化(注1)を受け、政府は「漁村経済更生計画樹立方針」(1932年)で以下の14項目を示した。

- ①漁村における各種産業の組合せの適正
- ②水面利用の合理化
- ③漁村金融の改善
- ④労力利用の合理化
- ⑤漁業経営組織の改善
- ⑥生産費その他経営費の軽減
- ⑦漁業に関する共同施設の普及徹底
- ⑧生産物の保蔵及加工の方法の改善
- ⑨生産物販売方法の改善及販売の統制
- ⑩漁業経営用品の配給統制
- ⑪漁家経済の改善
- ⑫共済、備荒具その他各種貯金の充実普及、遭難防止及各種災害の防止施設
- ⑬漁村における各種団体の連絡活動促進
- ⑭漁村教育の改善其の他漁村諸施設の改善

2 水面利用の合理化とは

「②水面利用の合理化」では、漁場の利用や漁業権について詳細に示されている。例えば、「(1)適種漁業の選択及組合せの合理化」では、「漁場は立体的に且多面的利用せらるるを以て他の産業に比し有利の立場に在るも之を統制なき自由競争に委するは決して漁場の利用価値を増進する所以のものに非ず。依て漁業組合を中心として漁場の利用状況と其の生産力を調査検討し之が統制を図り(略)」適当な漁業の組合せを行い、漁業者の危険の分散と収益増加を目指すという方向性が示された。

また、「(2)漁業権の整理充実及行使方法に関する協調」として「漁業権は沿岸に普く設定せられ権利関係の錯綜甚だしきのみならず権利設定後既に多年を経過し漁場の実情に適應せざるもの少からざるを以て漁業組合を中心として(略)漁業権の整理充実及合同を図り又は漁業権の適当なる行使方法に依り漁場の集約的利用を図ること」とある。

さらに、定置漁業権等にも言及された。例

第1表 所有者別漁業権の割合の推移

(単位 %)

	定置漁業権		区画漁業権		特別漁業権	
	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独
1910(明治43)年	23.8	54.0	13.1	62.2	35.5	23.5
1937(昭和12)	44.5	41.3	32.4	48.2	53.6	15.1

資料 農商務省水産局『水産統計年鑑』(1911)、水産社『日本水産年報 第2輯 戦時體制下の水産業』(1938)

(注) 漁業権を共有する場合を除いた。

えば、「定置漁業権、区画漁業権等に付ては収益の増進を図る為整理合同及行使方法に関する協調を為すこと」や「各種漁業権相互間及漁業権に依る漁業と其の他の漁業との関係に付ては漁業の紛争を避け漁場の利用に遺憾なからしむる為行使方法及操業に付協調を図ること」と、協調が推奨されていた。

3 漁業者間の協調関係を構築できず

地先専用漁業権の漁場では漁業組合による規約があり、これにより組合員間の漁場利用の調整が可能だった。しかし、個人に免許された漁場では、守るべき規約もなく、他の漁業者と話し合いを行う必然性もなかった。このような状況により、「漁業権の独占排他性の弊害は露呈して、権利者の賃貸料寄生、大企業による入会漁場収奪、零細漁民に対する身分的隷属の強制等」(農林省編(1950))が起っていた。

特に定置漁業権など「漁業権の私的所有が法的に保障されている以上」(鈴木(1984))、優良漁場について漁業権の整理充実などはなかなか進捗しなかった。

そして、「沿岸漁業は漁村本位の経営から離脱して、個人主義的企業本位の経営に急速に転向しつゝ、ある上に過度の自由競争に禍せられて、沿岸漁業の経営は益々複雑混乱に陥り」(水産社(1937))と事態は改善しなかった。

打開策のため、「関係漁業者が自治協同の精神を基調として円満なる協調を遂げ漁場に於ける過度の自由競争の弊を矯めて、漁村経営

を本位とする漁業の調整の計画を樹立実行」(水産社(1937))といった考えがあったが、実行には至らなかった。

4 漁業組合から漁業協同組合へ

政府は漁業権の整理等を推奨していたが、1933年(昭和8年)の漁業法改正では、漁業権に関する大きな変更はなかった。一方、改正では大日本水産会など水産関係団体が長年念願としていた漁業組合の経済事業主体としての法的位置付けはかなえられた。

具体的には、漁業法第43条第2項「漁業組合は(略)組合員の漁業に関する共同の施設を為すを以て目的とす」の下線部分が「漁業又は其の経済の発達に必要な」に変更された。さらに、漁業組合が整備や運営を行うことができるものとして、組合員の経済活動に必要な共同利用施設が列挙された。これに合わせて、事業を行う漁業組合は「組合規約の定むる所に依り組合員に出資を為さしむること」が可能となった。

実際には、すでに実質的に経済事業を行う漁業組合が存在していた。しかし、漁業組合は経済事業に失敗した場合、漁業権を手放し、組合員である漁業者の生活の糧を奪うのではないかという懸念が当局にあった。また、経済事業は産業組合が行えばいいという考え方も根強かった。

現実的には、貧困に苦しむ組合員から出資金を集めることは難しく、漁業組合から漁業協同組合への改組は、なかなか進まなかった。

(注1) 政府は各町村で経済更生委員会を組織させ、同委員会に更生計画の樹立と実行統制をなさしめようとした。この一環として、政府は「農山漁村経済更生計画樹立方針」を示し、この中から取捨、組み合わせで計画を立てるよう指導した。「漁村経済更生計画樹立方針」はその一部である。

(注2) 大日本水産会は1882年(明治15年)に水産の振興を図るため、有識者により創設された。品川弥二郎が初代幹事長。

(注3) ただし、この事業のなかには、信用事業は含まれなかった。

<参考文献>

- ・ 漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)『漁業基本対策史料 第1巻 漁業制度改革の実施過程とその問題』水産庁
- ・ 水産社(1937)『日本水産年報 第1輯 躍進水産業の全展望』
- ・ 水産社(1938)『日本水産年報 第2輯 戦時体制下の水産業』
- ・ 鈴木旭(1984)「戦後の漁業権制度の性格と機能」『漁業経済研究』第29巻第1、2合併号
- ・ 農林省 編(1950)『農林水産年鑑 1950』日本農村調査会

(たぐち さつき)